

太田市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月30日

太田市長 穂積昌信

太田市規則第99号

太田市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則
太田市職員の育児休業等に関する規則（平成17年太田市規則第55号）の一部を次のように改正する。

第9条の2中「非常勤職員であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日がある」を削る。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。